



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年2月16日金曜日 第1836号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

一部事務組合の規約の変更許可.....	178
特定鳥獣保護管理計画の作成に関する公聴会の開催.....	178
特定鳥獣の狩猟期間の延長に関する公聴会の開催.....	178
大規模小売店舗の新設の届出の概要等.....	178
指定障害福祉サービス事業者の指定.....	179
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧.....	179
土地改良事業の工事の完了.....	180
保安林の指定.....	180
開発行為に関する工事の完了.....	180

### 公 告

平成19年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等.....	180
ネットワークシステム運用管理業務の委託.....	183
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託.....	183
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	184

### 監 査 公 表

監査結果に基づく措置の公表.....	184
--------------------	-----

### 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定.....	185
---------------------	-----

### 正 誤

平成18年12月28日付け第1824号外1 愛媛県規則第64号(愛媛県資源循環促進条例施行規則)中.....	185
--	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

### 告 示

#### ○愛媛県告示第249号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項本文の規定により、次のとおり伊予消防等事務組合の規約の変更を許可した。

平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更事項

地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号)が平成18年6月7日に公布され、一部の規定を除き平成19年4月1日から施行されることに伴い、所要の変更を行う。

#### 2 規約変更年月日

平成19年4月1日

#### 3 規約変更許可年月日

平成19年2月6日

#### ○愛媛県告示第250号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成19年3月9日(金) 午後1時30分

2 場所 松山市三番町四丁目4番地1

愛媛県林業会館 3階 小ホール

3 案件 第2次愛媛県イノシシ適正管理計画の作成

4 問い合わせ先

県民環境部環境局自然保護課(電話089 912 2368)

#### ○愛媛県告示第251号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第3項において準用する同法第7条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

1 日時 平成19年3月9日(金) 午後1時30分

2 場所 松山市三番町四丁目4番地1

愛媛県林業会館 3階 小ホール

3 案件 特定鳥獣の狩猟期間の延長

(1) 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類

イノシシ

(2) 狩猟期間を延長する区域

愛媛県全域

(3) 延長する狩猟期間

愛媛県イノシシ適正管理計画の期間(平成19年4月1日から平成24年3月31日まで)内において、毎年2月16日から3月15日まで

4 問い合わせ先

県民環境部環境局自然保護課(電話089 - 912 - 2368)

#### ○愛媛県告示第252号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フジグラン新居浜別棟

新居浜市新須賀町甲557番1外

- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎英雄
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - ・株式会社メディコ・二十一  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 土居浩治
  - ・株式会社フォードフジ  
松山市久万ノ台222番地1  
代表取締役 築山茂人
  - ・株式会社フジ  
松山市宮西一丁目2番1号  
代表取締役 尾崎英雄
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日  
平成19年10月1日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,147平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - ア 駐車場の収容台数  
72台
  - イ 駐輪場の収容台数  
57台
  - ウ 荷さばき施設の面積  
131平方メートル
  - エ 廃棄物等の保管施設の容量  
11 9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

- ・株式会社メディコ・二十一、株式会社フォードフジ  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後9時
- ・株式会社フジ  
開店時刻 午前10時  
閉店時刻 午後12時
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前9時45分から午前0時15分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数  
出入口4箇所
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前6時から午後9時まで
- 2 届出年月日  
平成19年1月30日
- 3 意見書の提出  
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。  
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び西条地方局産業経済部商工労政課並びに新居浜市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
  - (1) 意見書に記載すべき事項
    - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
    - イ 当該大規模小売店舗の名称
    - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
  - (2) 提出先  
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第253号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。  
平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定障害福祉サービス事業者			指定障害福祉サービスの種類	指定障害福祉サービス事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810300040	有限会社別当	宇和島市別当五丁目3番2号	秋本良次	居宅介護	有限会社別当ヘルパーこども	宇和島市別当五丁目3番2号	平成19年2月8日
3810300040	有限会社別当	宇和島市別当五丁目3番2号	秋本良次	重度訪問介護	有限会社別当ヘルパーこども	宇和島市別当五丁目3番2号	平成19年2月8日

○愛媛県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、喜多郡内子町石畳地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。  
平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
県営土地改良事業（一般農道整備事業・石畳地区）変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成19年2月19日から3月16日まで
- 3 縦覧場所  
内子町役場内子分庁

○愛媛県告示第 255 号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定により公告する。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
ため池等整備事業	葉佐地区	平成18年 3月29日

○愛媛県告示第 256 号

森林法（昭和26年法律第 249 号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 (1) 保安林の所在場所

西条市藤之石字見残戊83、字平松戊91の12から戊91の16まで、戊91の18

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 保安林の所在場所

西条市丸野字樽ノ元4999、字目ゴヤ5075の 1、5075の 2、字畑カケ5112、字鯨石5116の 1 から5116の 3 まで、5117、字横道ノ下5119の 1、5119の 2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字目ゴヤ5075の 1、5075の 2、字畑カケ5112、字鯨石5117、字横道ノ下5119の 2

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 保安林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字内深田1806から1808まで、1810から1812まで、1814、1816から1819まで

(2) 指定の目的

干害の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字内深田1811・1812・1816（以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに西条市役所及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第 257 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建（開）第56号 平成19年 2月 7日	伊予郡松前町大字浜字仁右衛門1125番、1126番及び1127番	伊予郡松前町大字筒井1169番地 武井不動産 武 井 建 治

公 告

○公 告

平成19年度において県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以

下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法等は、次のとおりである。

なお、既に平成18年度の製造の請負等に係る資格を有する者については、この公告に基づく手続は、要しない。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

## 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実のあった後2年を経過しないもの（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

## 3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められた者とする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。
  - ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者
  - イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

平成19年2月16日（金）から3月23日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

## 5 申請書類の交付方法及び提出先

- (1) 交付方法
 

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/sinsei/index.htm>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があれば交付する。
- (2) 提出先
 

別表のとおりとする。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

## 8 資格の効力

資格は、平成19年度の製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

## 9 平成20年度及び平成21年度の資格審査

平成20年度及び平成21年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、平成19年12月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 問い合わせ先

愛媛県総務部管理課用品調達係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話（089）912 2156

## 別表(5関係)

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県総務部管理局総務管理課 〒790 - 8570 松山市一番町四丁目4番地2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、県外
愛媛県西条地方局総務県民部総務調整課 〒793 - 0042 西条市喜多川796番地の1 電話番号 0897 - 56 - 1300(内線210)	新居浜市、西条市、四国中央市
愛媛県今治地方局総務県民部総務調整課 〒794 - 8502 今治市旭町一丁目4番地9 電話番号 0898 - 23 - 2500(内線343)	今治市、上島町
愛媛県松山地方局総務県民部総務調整課 〒790 - 8502 松山市北持田町132番地 電話番号 089 - 941 - 1111(内線308)	伊予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町
愛媛県八幡浜地方局総務県民部総務調整課 〒796 - 0048 八幡浜市北浜一丁目3番37号 電話番号 0894 - 22 - 4111(内線210)	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町
愛媛県宇和島地方局総務県民部総務調整課 〒798 - 8511 宇和島市天神町7番1号 電話番号 0895 - 22 - 5211(内線209)	宇和島市、松野町、鬼北町、愛南町

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ネットワークシステム運用管理業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
庁内LANシステム運用管理業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県企画情報部管理局情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2289

- (2) 入札書の受領期限  
平成19年 3月29日(木)午後2時
- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
- (4) 開札の日時及び場所  
平成19年 3月29日(木)午後2時  
愛媛県庁第一別館7階会議室

## 4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から

第137条までの規定による。

## (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

## (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 落札者の決定方法

委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

## (7) その他

詳細は、入札説明書による。

## 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Operation management service for Administrative Affairs Local Area Network , 1 set
- (2) Time limit of tender: 2:00 p.m. , 29 March 2007
- (3) For further information , please contact: Network Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289

## ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成19年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

## 1 入札に付する事項

- (1) 件名  
ネットワークシステム運用管理・保守業務の委託
- (2) 委託業務名及び数量  
愛媛情報スーパーハイウェイ運用管理・保守業務 一式
- (3) 委託業務の内容等  
入札説明書及び仕様書による。
- (4) 委託期間  
平成19年 4月 1日から平成20年 3月31日まで
- (5) 委託業務の履行場所  
知事が指定する場所
- (6) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ

- ず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札に参加する者に必要な資格  
知事の審査を受け、平成18年度及び平成19年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (2) 委託業務と同程度のネットワークシステム運用管理・保守業務の実績を有し、委託業務について、適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。
  - (3) 開札の日において、知事が行う指名停止の期間中にない者であること。
- 3 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
愛媛県企画情報部管理情報政策課ネットワーク運営係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089) 912 2289
  - (2) 入札書の受領期限  
平成19年3月29日（木）午前10時
  - (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所で交付する。
  - (4) 開札の日時及び場所  
平成19年3月29日（木）午前10時  
愛媛県庁第一別館7階会議室
- 4 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
  - (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から

- 第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書に、委託業務を履行できることを証明する書類を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
  - (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
  - (5) 契約書作成の要否  
要
  - (6) 落札者の決定方法  
委託業務を履行できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
  - (7) その他  
詳細は、入札説明書による。
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the service to be rendered:  
Operation management and maintenance service for Ehime Information Super Highway ( Network System ) , 1 set
  - (2) Time limit of tender: 10:00 a.m. , 29 March 2007
  - (3) For further information , please contact: Network Management Section , Information Policy Division , Administrative Subdepartment , Planning and Information Department , Ehime Prefectural Government , 4 4 2 Ichibancho , Matsuyama , Ehime 790 8570 Japan  
Tel 089 912 2289

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成19年2月5日	特定非営利活動法人 託児所悠遊	鴨崎 恭夫	愛媛県松山市朝生田町六丁目2番27号	この法人は、主に松山市内の子どもとその保護者、高齢者に対して、託児所の運営を通じたサービスの提供や、異世代交流に関する事業を行い、子どもたちの心身ともに健やかな育ちや、男女共同参画の形成、活力あふれる地域づくり等を増進し、もって社会全体の利益増進に寄与することを目的とする。

監 査 公 表

○公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成19年2月16日

愛媛県監査委員 壺内 紘光

同 玉井 実雄  
同 竹田 祥一  
同 白石 友一

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成18年2月15日

(監査の結果)

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減により一層努められたい。

収入未済額	現 年 分	滞納繰越分	計	備 考
17年度	1,837,690	11,403,310	13,241,000	平成17年12月31日現在(対前年同月比)
16年度	2,191,050	10,827,110	13,018,160	
差引増減	353,360	576,200	222,840	

(措置の内容)

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告、夜間臨戸を実施するとともに、徴収会議を平成18年4月から11月までに3回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者を選別し重点的な納入催告に努めた。

その結果、平成18年度に繰り越した未収金12,677,100円の内、平成18年11月末現在 468,000円を収納した。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促に努め、収入の確保に努めたい。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第55条第2項及び第4項第2号(他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。)の規定により、次の施設を不在者投票のできる施設として指定した。

平成19年 2月16日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

施設の種別	施設の名称	所在地
軽費老人ホーム	ケアハウス双海夕なぎ荘	伊予市双海町上瀬甲5269番地 1

正 誤

○正 誤

平成18年12月28日付け第1824号外 1 愛媛県規則第64号(愛媛県資源循環促進税条例施行規則)中

ページ	箇所	誤	正
12	様式番号	様式第9号(第3条関係)	様式第9号(第2条関係)